

一議長(石川信義君)

日程第十、武蔵野地区排水路設置方式の案、諸

議員、諸顧第×号と議題に供します。本件については建設委員会に審査を付託してあり、その結果、委員長から報告願います。

一三番(山下幸三君)

お指名がおりましたので、諸顧第×号に付、方審査報告を提出します。

(諸顧審査報告書 朗読)

意見 排水路設置については、右関係機関と協議を済ませ、その結果、以上報告を提出します。その結果、諸顧のほうに依頼いたします。

一議長(石川信義君)

その結果、委員長報告に付、方質疑をを行います。

(質疑ありと答へるあり)

一議長(石川信義君)

その結果、質疑を終結いたします。



おはかりいたします。諸顧第×号は委員長報告の再行決すべく、お質疑ありませんか。

(質疑なしと答へるあり)

一議長(石川信義君)

お質疑なしと決いたします。その結果、諸顧第×号は委員長報告の再行決いたします。

一議長(石川信義君)

日程第十八、足利市排水路設置方式の案、諸顧第×号と議題に供します。本件については建設委員会に審査を付託してあり、その結果、委員長から報告願います。

一三番(山下幸三君)

お指名がおりましたので、審査報告を提出します。

(諸顧審査報告書 朗読)

意見として、排水路設置については、右関係機関と協議を済ませ、その結果、以上報告を提出します。その結果、諸顧のほうに依頼いたします。

一議長(石川信義君)

その結果、委員長報告に付、方質疑をを行います。

(「奥議」と呼ぶ所あり)

一議長(石川信義君) 是より復疑を結結しきす。

おかりいふしきす。議議議第八号は委員長報告の通り決す

ろくに奥議ありせんか。

(「奥議」と呼ぶ所あり)

一議長(石川信義君) 議議議と決りきす。さうく議議第八号

は委員長報告の通り可決いふしきす。

一議長(石川信義君) 本日の議は全部終了しきす。因念を宣

す。前以議長よりご挨拶願います。

一議長(石川信義君) 本日の臨時会にわたりしは数多の議案を

東申し上りしとて、慎重に審議しつゝ、さうく議決承

りしとて、厚くお礼申し上ります。本日は誠にご苦労さ

ふじふじです。

一議長(石川信義君) 以上をもちまして昭和二十一年度第六回福生町

議会臨時会を閉会いふしきす。長時間ご協力ありがとうございました。

レ。

午前十一時 五十分散会

右会議の次第の内容の正確なるを証するものとして

署名する。

昭和二十一年九月二十一日

福生町議会議長 石川信義

議員 宮崎 千代

議員 吉田 辰

議員 米田 三郎



東龍太郎殿

福生町議会議長

中西彙

會議録の送付について

昭和三十七年第三回福生町議会定例会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。



昭和三十一年十月二十二日

第三回 福生町議会定例会々議録

第三回定例

昭和三十一年十月三十一日第三回福生町議会定例会を福生町役場議
場へ招集されし。

一 本席議員は次のとおりである。

- 一番 磯村武夫君 二番 山下幸三君 四番 清水与市君
- 五番 高橋孝市君 六番 渡井明君 七番 花本善夫君
- 九番 細川晋一君 十番 山下久吉君 十一番 平井賢治君
- 十二番 渡辺継朗君 十三番 青藤博君 十四番 吉田清君
- 十五番 高橋千春君 十六番 米泉重君 十七番 高水惣八君
- 十八番 村野弘君 十九番 田村祐一君 二十番 岸茂君
- 二十一番 中西亮蔵君 二十二番 大久保一郎君 二十三番 石川信義君

一 欠席議員は次のとおりである。

- 三番 西村光人君 八番 斎藤真一君

一 欠員は次のとおりである。

二十四番

一、議定事務局職員は次のとおりである。

議定事務局長 町田信三君、議定係長 島田鶴君、内田和雄君

一、地方自治法第百三十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町長 瀬古清蔵君、助役 川窪金吉君、助役 篠崎俊夫君

収入役 大野忠一君、総務係長 貫井喜代次君、町議 橋本孝蔵君

町議 高水 求君、町議 上野重勝君、町議 森田 鶴君

町議 猪俣清吉君

一、本日の日程は次のとおりである。

日程第一、会期の決定について

日程第二、会議録署名議員の指名について

日程第三、契約締結同意方について「米肉保」

日程第四、契約締結同意方について「土木関係」

(議案第八十七号)

(議案第八十八号)

日程第五、下の川護岸工事について

(議案第八十九号)

日程第六、契約締結同意方について「水道関係」

(議案第九十号)

日程第七、水道施設事業費起債について

(議案第九十一号)

日程第八、福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(議案第九十二号)

日程第九、福生町職員定数条例の一部を改正する条例について

(議案第九十三号)

日程第十、福生都市計画区域福生町美平士地区区域整理事業施行規定を定める条例

の制定について

(議案第九十四号)

追加日程第一、福生町農業協同組合、武陽信用金庫よりの陳情書

(陳情第四号)

一、本日のお会議事件は次のとおりである。

議事日程と同じである。

午前九時十七分開議

議長へ石川信義君へ
皆さんお早ようございます。本日第三回定例会
のご通知を申し上げましたところ、議員の皆様さう方におかれまして
は公私ともご多忙の中を多数お集りいただき、早速とくありかと
うござります。本日の議会におきましてもしっかりとご協力のほどお願
いいたします。

大分県から昭和三十七年度第三回福生町議会定例会を開きます。
 出席議員は現在二十名であります。よって本日の会議は成立し
 ました。大分県に本日の会議を開きます。

日程に入る前に町長からのご挨拶願います。

(町長 瀨古靖藏 君 登壇)

一町長（瀬古清蔵君） 非常人のご苦労の中を早朝よりお集まりいただき
き定例会を開催くださることに心よりお礼申し上げます。ご提出

福生町議会

申し上りまして議案に付して慎重に審議承りましよう。よろしく
お願い申し上げます。

一、議長（石川信義君）

日程第一 会期の決定に付ても議題に供し事なり。

本会期の決定につきまして、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

(二) 番磯村武天君登壇

二番 磯村武夫君

本日ウ定例会につぎつては去る十八日ハ議会議運

常務委員会を開催し、日程等の内容について審議をいたしたわけ
 ですが、その中で、日程のヤ三、ヤ四につきましては、防犯道路と三号
 線の工事に対する契約締結同意などについては、ご同意いただき
 ながらものと存じます。日程第五は能川の下の川護岸工事でもご
 了解して、事業議決でありますので、ご説明を受ければご承認いただ
 けられるものかと存じます。日程第六の水道関係は、発電気の購入へ

に關する契約締結でありますので、これも承認すべきであらう
と思ふ。日程八は水道事業の起債で、日程八については国からの
給付の改正が主で、国民健康保険条例を改正しようとするものであり
これも承認すべきであらう。日程九については、福
生町職員の定数条例でござります。増員にとらう条例改正
で、日程十は区画整理事業の施行規程を定める条例について
は、理事者から細かい説明があるとは存じますが、なかなか
おかしい問題でござります。これについては担当委員会に付
託願い、由々中の継続審査を願ふべき……と存じておられま
す。以上の日程について審議の結果、会期は本日一日とす
ることと決定したのでござります。よろしくご審議を
承り、ご協力願う次第であります。

議長へ石川信義君

会期については、大分報告がありました。

とあり、本日一日と決定すること、ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

議長へ石川信義君

ご異議なしと認めます。よつてさう決

定いたします。

議長へ石川信義君

日程第二、会議録署名議員の指名について

会議録署名議員の指名は、会議規則第九十二条の規定により、議
長に付して指名いたします。

十七番 高木惣八君

十八番 村野弘君

二十番 岸 茂君

以上三君の方にお預けいたします。

議長へ石川信義君

日程第三、契約締結同意文について、議案第八

十七号、ご議題に供します。事務局長をして議案の朗読を

ソクさせます。

（町田議会議務局長朗読） 省略

一議長（石川信義君）

川窪助役から提案理由の説明を求めます。

（助役川窪金吉君登壇）

一助役（川窪金吉君）

議案第八十七号について説明申し上げます。

本契約締結につきましては、去る九月二十八日の議会において追加予算の議決をいただき、事業決定されたものに基づきます。防犯支出金にわけらる横田基地牛込線、町道五百十号線舗装新設工事ということに基づきまして、場料については、基地前より調達戸横を通り、牛込駅前につながるものに基づきます。この舗装の延長は四五五米、巾員六米二〇とすまわすわけが、調達戸の坂下まで舗装するわけでありまして、さらに側溝としまして型は青梅線でもつまいき、又

し型さまでから既設の牛込駅前側溝につながるということについて長さの七百七十九米、し型は五百九十八米とすまわります。

舗装の面積は二百八十八平方メートル以上の内容に基づきまして、十月三日、五粒より入札をいたし、結果、田村建設工業株式会社落札し、仮契約を結ぶわけがでございます。この工期としては十月二十五日とすまわります。なにとぞよろしくご審議の上、ご同意承りますようお願い申し上げます。

一議長（石川信義君）

このより質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）

このより質疑を総括いたします。

おはかりいたします。議案第八十七号は原案とあり決するべし異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君） 久更議なしと認めます。さうで議案第八十

七号は東東通り可決いたしませう。

一議長（石川信義君） 日程第四契約締結同意方について議案第八

十八号も議題に供します。事務局長さして議案朗読を

いたさせます。

（町田議金事務局長朗読）省略

一議長（石川信義君） 川窪助役から提案理由の説明を求めます。

（助役川窪金吉君登壇）

一助役（川窪金吉君） 議案第八号契約締結について説明申し

上げます。名称としては補助道三号線路面補修工事で、場所は

能川の七百八十五番地から八百七十五番地先に至る舗装で、昨年

補装工事を行いましたが残りがあり、それに対して都の補助金か

き不足のことがござります。これも事業議決をいたさなければならぬわけ

であります。この舗装延長が二百八十九米、巾六米、舗装

面積が千七百三十四平方メートル、十月二日に請負し、この金額が九十

九万四、工期は十月三十一日ということ、仮契約を結んでおるわけ

であります。請負業者は富士見建設さんで、この舗装にさし

補助道三号線が全面的に舗装されるわけがあります。

以上簡單な説明です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

一議長（石川信義君） これより質疑を行います。

（久更議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君） これより質疑を終わります。

わけあります。議案第八号は東東通り決するに、久

更議ありません。

（久更議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君） 久更議なしと認めます。さうで議案第八十八